

令和5年度～令和7年度「本邦以外の港湾における検査・修理支援」  
の契約希望者募集要項

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

中 川 純

令和5年度～令和7年度「本邦以外の港湾における検査・修理支援」の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

1 調達品目等

令和5年度～令和7年度「本邦以外の港湾における検査・修理支援」

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正

な契約の履行が確保される者

- (7) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。なお申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書(写し)を提出すること。
- (8) 海幕公示第1号(令和5年3月6日)、第2号及び第3号(令和5年3月8日)並びに関連する公募に合格している又は合格している事業者と連携ができること。
- (9) 当該役務の実施に当たり、必要な次の能力又は態勢を有するか、又は契約締結後すみやかに有することができる者
  - ア 本邦以外の港湾において、岸壁停泊中又は係留・投錨中の海上自衛隊の艦船(潜水艦を除く。)に対し、別紙に示す作業を所要の時に実施できる拠点、設備、人員等の態勢(態勢を有する者との連携が可能な場合を含む。)
  - イ 日本語でコミュニケーションがとれる作業監督者(通訳を介したコミュニケーションを含む。)
- (10) 別紙に示す作業の実績又は能力を有し、作業実施中に不具合が発生した場合は、迅速かつ継続的に対応可能であること。
- (11) 本事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる範囲に応じて、第8号から第10号の要件を満たすこと。
- (12) 受注者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

### 3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書(写し)
- (2) 第2項第7号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類(直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要)

### 4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度以降に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号から第5号に示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 第2項第2号及び第3号に示す資格要件を証する書類。なお、本邦以外に所在する造船所等と連携する場合は、資本提携の状況について示す資料を添付すること。
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 業務の一部を下請企業に委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（様式適宜）（委託する業務によっては、第2項第2号及び第3号に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付すること。）

## 5 参加表明書及び技術資料の提出先等

### (1) 提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒114 - 8565

東京都北区十条台一丁目5 - 70

03 - 3908 - 5121（内線5665、5666）

### (2) 提出期間

令和5年4月28日（金）～令和5年5月19日（金）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備等が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

### (3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

### (4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

## 6 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

## 7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果を応募者に対し通知する。

## 8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

イ 時 間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出書類は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類：別紙様式

別紙

(記入例)

海上自衛隊補給本部管理部長 殿

(株)  
代表取締役社長

参加表明書

令和5年度～令和7年度「本邦以外の港湾における検査・修理支援」(補本公示05-3第18号(令和5年4月28日))について、下記のとおり応募します。

記

調達する品目
令和5年度～令和7年度「本邦以外の港湾における検査・修理支援」

添付書類：1 資格審査結果通知書  
2 技術資料一式

## 本邦以外の港湾における検査・修理支援の作業内容

海幕公示第1号(令和5年3月6日)、第2号及び第3号(令和5年3月8日)並びに関連する公募に合格している又は合格している事業者と連携して次の作業を実施する。

### 1 対象装備品

作業の対象は、主として次の装備品(これらに附属する機器、配管、電線等を含む。以下「対象装備品」という。)とし、細部は契約後に決定する。

船体部：船体外板及び構造物、艦内ぎ装品(床板、壁面、扉、居住用設備等)、冷房・冷凍装置、救命用具、海水・真水・油圧・空気・汚物系統(ポンプ、弁、配管等)、各種タンク、移送装置(クレーン等)、調理器具等

機関部：ディーゼル機関、推進系統(プロペラ、プロペラ軸等)、補機類(ボイラ、造水装置、空気圧縮機等)、燃料油・潤滑油・高圧空気系統(ポンプ、弁、配管等)、燃料等採用設備等

電気部：電動機、給配電装置(給配電盤、電線、計器等)、照明、電話装置等

### 2 各種管理等

工事の計画、進捗の把握、施工に係る品質の担保、作業現場の安全確保、作業者の監督等の管理を実施する。

### 3 乗員整備支援

対象装備品のうち要求元が指定したものについて、海上自衛隊の艦船の乗組員(以下「乗員」という。)が行う塗装、清掃、注油、消耗品の交換等の整備作業を乗員に代わり実施する。

### 4 装備品等の状態確認

対象装備品のうち要求元が指定したものについて、発錆、漏えい等の異状の有無を確認するとともに、乗員から作動状況及び不具合の有無等について聴取し、状態確認結果及び聴取結果を要求元に通知する。

### 5 検査・修理

対象装備品のうち要求元が指定したものについて、分解・組み立て、清掃手入れ、点検、部品の新替え、補修、調整及び作動確認等(付帯工事含む。)並びに器

材の陸揚げ及び搭載等を実施する。

## 6 部品等の輸送

第3項から前項の作業のために部品及び整備用器材等の官給が必要となる場合、別途、官が手配する輸送役務受注事業者と連携し、作業を実施する港湾内（警備等の理由により輸送役務受注事業者が港湾内まで進出できない場合は、その付近の適当な場所）において、輸送役務受注事業者から受け取った部品等を当該艦船等まで輸送する。